

男鹿市条例第23号

男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年男鹿市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 (略) 2 (略) 3 前項本文の場合において、給与条例第15条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額100分の115に相当する額」と、「100分の125」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。	(期末手当) 第5条 (略) 2 (略) 3 前項本文の場合において、給与条例第15条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額100分の115に相当する額」と、「100分の125」とあるのは「 <u>100分の160</u> 」とする。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

第2条 男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 (略) 2 (略) 3 前項本文の場合において、給与条例第15条第2項中「期末	(期末手当) 第5条 (略) 2 (略) 3 前項本文の場合において、給与条例第15条第2項中「期末

改正後	改正前
手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額100分の115に相当する額」と、「100分の125」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とする。	手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額100分の115に相当する額」と、「100分の125」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。